

国官参地第6号
令和5年6月30日

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
企画総務部長 殿

国 土 交 通 省
大臣官房参事官(地域戦略)
(公 印 省 略)

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構によるファンド出資の考え方について(通達)

株式会社海外交通都市開発事業支援機構(以下「JOIN」という。)が、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法(平成26年法律第24号。以下「機構法」という。)第23条第1項第1号に規定する事業者のうち、投資事業を行う組合等(以下「ファンド」という。)への出資を行うに当たっては、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構支援基準(平成26年告示第981号)1. に規定する基準のほか、同基準2. (2)④等を踏まえ、以下の要件を全て満たすことを確認するものとする。

- (1) JOINがファンドに出資するに当たっての形態は、LP(有限責任)とすること。
- (2) JOINが我が国事業者との間で投資先のファンド(以下「JOIN出資ファンド」という。)への最大出資者とならないこと。ただし、JOINが我が国の事業者との間で最大出資者となることが一時的であると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 次の事項を投資契約・サイドレター等の手段において担保すること。
 - ① JOIN出資ファンドの投資案件総額において、機構法第1条の目的及び第2条第3項に規定する対象事業(ファンドによる投資事業を除く。)に合致する案件への投資総額の割合が、JOINによるファンドへの出資割合以上となるよう投資を行うこと。
 - ② JOIN出資ファンドの適切な運営を確認するため、投資状況について報告を求めると又は投資委員会等にJOINがオブザーバーとして出席する機会等を確保すること。
 - ③ JOIN出資ファンドが、投資先事業に対してハンズオン支援を行える体制となっていること。また、ファンドマネージャーがファンド活動期間中を通してその活動に関与していること。
- (4) JOIN出資ファンドの投資状況を機構法第16条に規定する海外交通・都市開発事業委員会に定期的に報告する等、政策的意義・収益性の状況を確認できる体制とすること。